

# 農業経営基盤強化促進法の概要

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえたとし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることとしている

農業経営基盤強化促進基本方針（都道府県知事）（第5条）

農業経営基盤強化促進基本構想（市町村）（第6条）



## 農業経営基盤強化促進法（基盤法）の概要

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）は、平成5年に制定されました。

基盤法は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき農業経営の目標を明確化するとともに、

### 効率的かつ安定的な農業経営

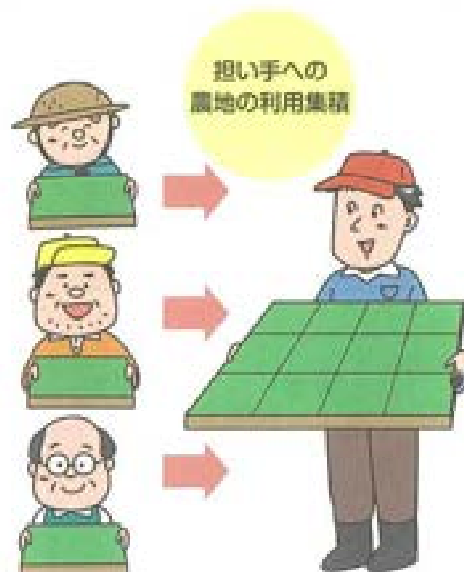
主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営

- ①その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積
- ②これら農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

具体的には、

- ①認定農業者制度、認定新規就農者制度
- ②農地の利用集積を促進するための農地中間管理機構の特例事業、農用地利用改善事業（特定農業法人制度・特定農業団体制度）などを定めています。

都道府県は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（基本方針）」を策定します。基本方針においては、都道府県の区域又は自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標等を定めます。また、市町村は都道府県の策定する基本方針に即して「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」を策定します。基本構想においては、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めます。



## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 佐賀県農業の概況

佐賀県は、米・麦・大豆を組み合わせた生産性の高い水田農業をはじめ、収益性のある園芸農業や畜産などが展開され、食料自給率は全国でもトップクラスとなっている。今後は、稼ぐ農業の確立を目指すとともに、優良農地の確保を基本として、秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 佐賀県農業構造の現状

平坦部を中心に集落営農組織と大規模農家が大部分を担う生産構造が出来上がっているが、総農家数及び農業就業人口ともに年々減少傾向にある。耕地面積も減少しているが、耕地利用率（133.7%(R3)）及び農地の集積率（71.0%(R4.3末)）は全国でもトップクラスである。

今後は、高齢化や後継者の減少、中山間地域を中心とした遊休農地の増加が懸念される。

### 3 農業経営基盤強化の促進に関する取組

#### （1）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成

主たる従事者1人あたり430万円程度の年間農業所得を確保できる農業経営体を育成する

#### （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

就農開始5年後に主たる従事者1人あたり250万円程度の年間所得の確保を目指す

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

佐賀県における主要な営農類型を示す

### 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第2を参考に、新規就農者等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型を示す

## 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

認定農業者などの「担い手」、次世代の農業を担う「新規就農者」、中小・家族経営及び農業参入する企業などの「多様な担い手等」を県において確保・育成する“農業を担う者”とする

### 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業会議に農業経営・就農支援センターとしての業務を委託して実施

### 3 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

担い手：トップレベルの農業経営体の育成、集落営農組織の協業化や法人化の推進、女性農業者のスキルアップ等への支援、担い手の効率的な育成に向けた普及指導員の指導力向上等

新規就農者：農業の魅力発信、受入体制の整備、農業大学校等における農業教育の強化

多様な担い手等：企業等の農業参入の推進、移住部局と連携した移住希望者への支援、多様な農業労働力確保の仕組みづくり（農福連携・外国人材の活用推進）等

### 4 関係機関の連携・役割分担

関係機関は相互に連携して支援等を行うこととする

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

集積率目標：80%程度

地域計画の実現に向けて農地中間管理事業等を活用しながら農用地の集約化に努める

## 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

### 1 地域計画推進事業の推進

### 2 農用地利用改善事業の推進

### 3 その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

### 4 指導機能の強化

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構（農業公社）は、農地売買等事業などを行い、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する

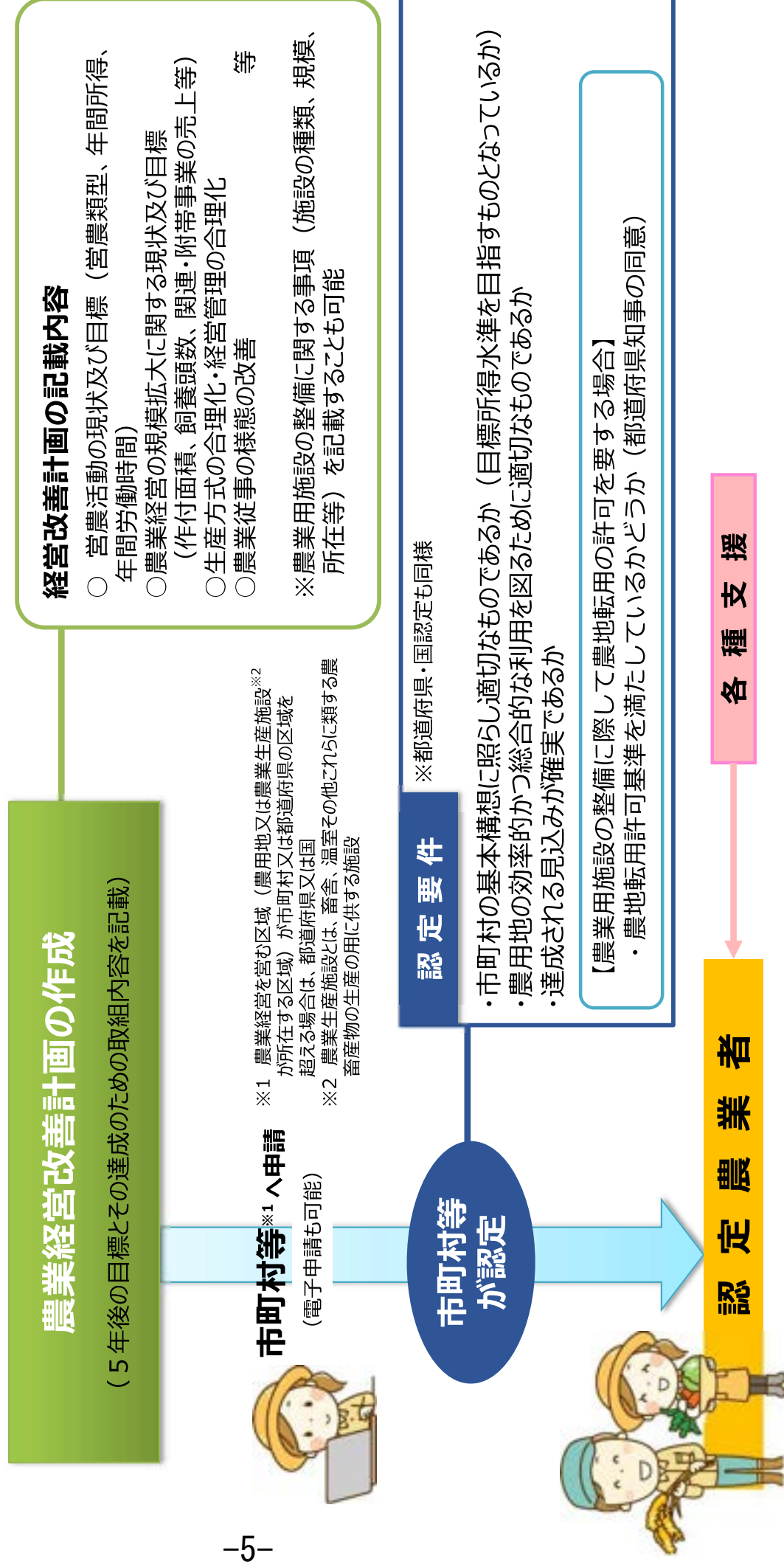
「市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の農業経営の指標の概要

(R5.9月末現在)

| 市町名   | 目標年間所得額                        |                   | 年間労働時間 |
|-------|--------------------------------|-------------------|--------|
|       | 効率的かつ安定的な農業経営体                 | 新たに農業経営を営もうとする青年等 |        |
| 佐賀市   | 430万円／従事者<br>(中山間地域:340万円／従事者) | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 唐津市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 鳥栖市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 多久市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 伊万里市  | 400万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 武雄市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 鹿島市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 小城市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 嬉野市   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 神埼市   | 430万円／従事者<br>(中山間地域:340万円／従事者) | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 吉野ヶ里町 | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 基山町   | 360万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 上峰町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| みやき町  | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 玄海町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 有田町   | 400万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 大町町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 江北町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 白石町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |
| 太良町   | 430万円／従事者                      | 250万円／従事者         | 2,000  |

# 認定農業者制度の概要

- **担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造**を確立するため、農業経営基盤強化促進法（1993年制定）に基づく認定農業者制度を創設。
- 農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、**経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定**し、これらの**認定を受けた農業者に対して支援措置**を講じようとするもの。



# 認定農業者に対する主な支援措置

## 経営所得安定対策

### ○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

### ○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

## 融資

### ○スーパーL資金及び農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに制度資金が利用できます。さらに、目標地図に位置付けられた場合は、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

※農業近代化資金は認定農業者以外も対象。認定農業者は特例金利

### ○農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金又は施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けます。  
※資本性ローン：貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なもの。

## 税制

### ○農業経営基盤強化準備金制度

目標地図に位置付けられた認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

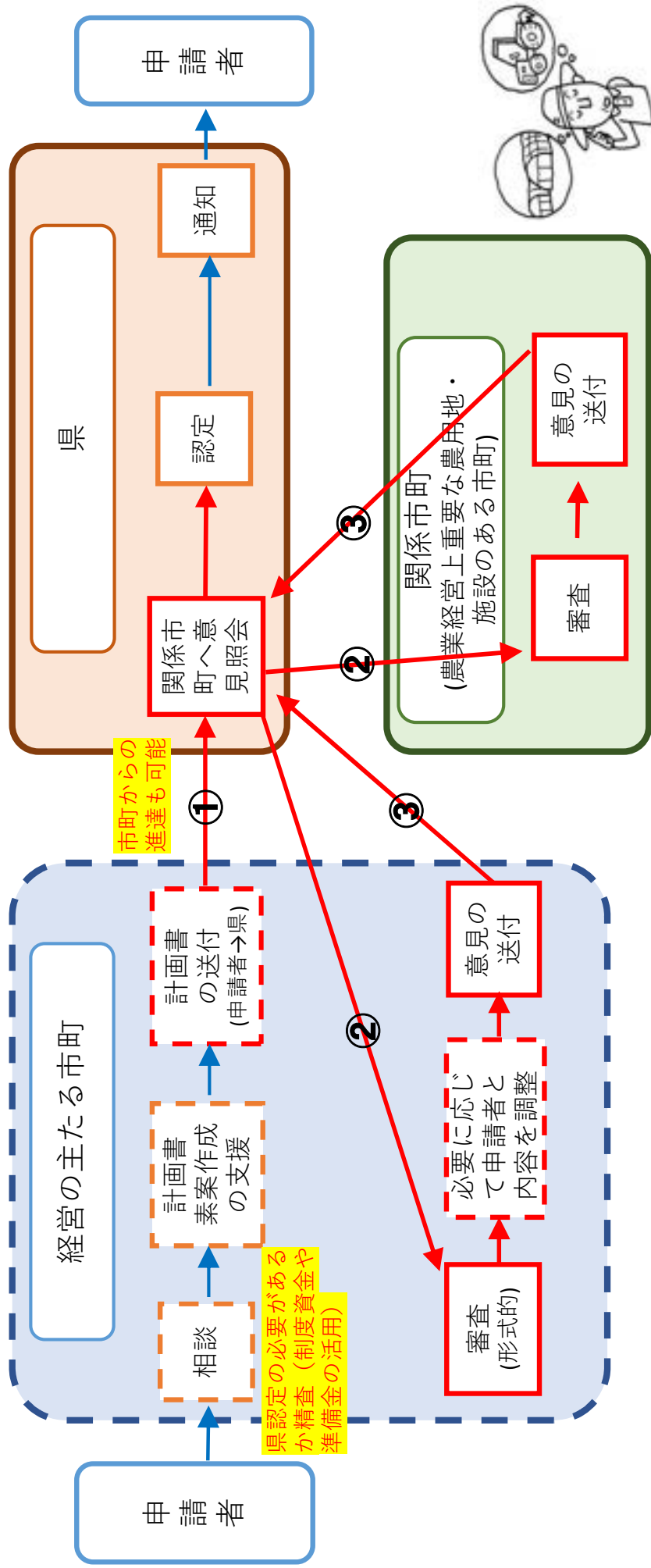
積み立てた準備金を5年以内に取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

### 農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者は、保険料の助成措置を受けることができます。

### 農地転用手続のワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。  
また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可があったものとみなされます。



- ・ 農業者の経営実態に応じたきめ細やかな指導・支援を行う上では、引き続き市町の協力が不可欠であると考えます。また、令和2年度以降の認定・再認定の申請に当たっても、農業者から市町へ相談があるものと思われるので、申請の相談はこれまで通り市町で受け付けてもらい、複数市町で認定を受ける必要があるかの精査と、他の農業者と同様に基本構想に合致する計画作成の支援をいただくようお願いします。
- ・ 複数市町認定の計画である場合は、メインで営農する市町（主に居住市町）で計画書の素案作成の支援を行ってもらう。
- ・ 意見照会にあたって、市町は審査会を開催する必要はない。また、県からの意見照会であるため、普及センターや農林事務所へ改めて意見を求める必要もない。
- ・ 県は審査会を省略し、市町への意見照会を基に認定の可否を決定する（農産課内で協議は行う）。
- ・ **現在複数市町で認定されている農業者への再認定の案内通知は直近で認定が切れる市町から発出してもらう。**（メイン市町でない市町の認定が先に切れる場合、認定切れの案内はしても、そのままメイン市町の認定のみ継続することもあり得る。メイン市町で認定切れの際に、県認定とするか、これまでどおり市町認定継続かを判断する。）

## 認定農業者の経営形態

認定農業者数を経営類型別に見ると、高い収益が見込まれる施設園芸や果樹類、茶などの  
工芸作物、畜産等を中心とした単一経営が約 4 割、これらの作物を組み合わせた複合経営が  
約 6 割となっています。

### ◎ 営農類型別状況

(単位:経営体)

| 営 農 類 型                      |           | 令和7年 3 月末 |     |     |          |
|------------------------------|-----------|-----------|-----|-----|----------|
|                              |           | 認定農業者数    |     |     | 構 成<br>比 |
|                              |           | 市町認定      | 県認定 | 国認定 |          |
| 単<br><br>一<br><br>経<br><br>営 | 稲作        | 63        | 2   | 2   | 1.7      |
|                              | 麦類        | 1         |     |     | 0.0      |
|                              | 雑穀・いも類・豆類 | 1         |     |     | 0.0      |
|                              | 工芸農作物     | 52        | 3   | 9   | 1.7      |
|                              | 露地野菜      | 127       | 2   | 1   | 3.6      |
|                              | 施設野菜      | 445       | 2   | 7   | 12.6     |
|                              | 果樹類       | 312       | 17  | 2   | 9.2      |
|                              | 花き・花木     | 71        | 1   | 1   | 2.1      |
|                              | その他の作物    | 2         | 1   |     | 0.1      |
|                              | 酪農        | 11        |     |     | 0.3      |
|                              | 肉用牛       | 145       | 4   | 1   | 4.1      |
|                              | 養豚        | 23        |     | 1   | 0.6      |
|                              | 養鶏        | 33        | 1   | 2   | 1.0      |
|                              | 養蚕        |           |     |     | 0.0      |
|                              | その他の畜産    | 34        |     |     | 0.9      |
|                              | 小計        | 1,320     | 33  | 26  | 38.4     |
| 複 合 経 営                      |           | 2,105     | 79  | 24  | 61.5     |
| 合 計                          |           | 3,425     | 112 | 50  |          |
| 総 計                          |           | 3,587     |     |     | 100.0    |

○単一経営:農産物販売収入第 1 位の部門の販売額が、総販売額の 80%以上を占める経営。

○複合経営:農産物販売収入 1 位の部門の販売額が、80%未満の経営。

○工芸農作物:さとうきび、たばこ、茶、てんさい、こんにゃくいも、なたね、いぐさ、ポップ、ごま、はつか、じょちゅうぎく、ラベンダー、薬用作物などの作物をいう。

○その他の作物:販売目的で栽培した、野菜、果樹、造林用などの種苗及び苗木類や芝、飼料用作物、青刈り作物など、稲、麦類、穀物・いも類・豆類、工芸農作物、野菜類、果樹類、花き・花木のいずれの作物にも該当しない作物をいう。なお、飼料米は「稲作」、WCS は「その他の作物」に該当する。

# 認定新規就農者制度

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

## 1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

## 2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

## 3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

## 青年等就農計画の認定の仕組み

